

役員給与規程

(総 則)

第1条 財団法人日本分析センターの役員の給与については、この規程の定めるところによる。

(給 与)

第2条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、通勤手当及び期末賞与とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(本 給)

第3条 常勤役員の本給は、月額とし、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額を上限として支給する。

- (1) 理事長 1,065,000円
- (2) 専務理事 988,000円
- (3) 常務理事 903,000円
- (4) 理事 840,000円

(非常勤役員手当)

第4条 非常勤役員手当は原則として日額とし、勤務日数に基づき支給する。

2. 非常勤役員手当の額は、当該役員の勤務形態等を考慮して、会長が定める。

(地域手当)

第5条 地域手当は、職員給与規程第17条に準じて支給する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規程第15条に準じて支給する。

(給与の支給日及び支給方法)

第7条 役員の給与(期末賞与を除く。以下第8条において同じ。)の支給日は、毎月15日とする。ただし、当該日が休日にあたるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日とする。

2. 特別な事情がある場合には、支給日を変更することがある。

3. 役員の給与は、法令に基づき役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を直接役員に支給する。

(給与の日割計算)

第8条 月の途中において、新たに役員に選任され、又は役員が退職し、若しくは解任されたときの当該月分の給与については、第3条及び第5条に

規定する額を当該月の休日以外の日数で除して得た額に、その者が在職した休日以外の日数を乗じて得た額を支給する。ただし、月の途中において役員が死亡したときの当該月分の給与は、第3条及び第5条に規定する額の全額を支給する。

(期末賞与)

第9条 期末賞与は原則として年2回(6月、12月)支給する。

2. 期末賞与の額は、本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、別に定める支給割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。

3. 前項の規定による期末賞与の額は、経営状況等を勘案し、会長がこれを増額し、又は減額することができる。

(端数の取扱)

第10条 この規程の定めるところによる給与の計算において生じた円未満の端数は、切捨てるものとする。

附 則 (昭和51年4月21日51達第4号)

この規程は、昭和51年4月21日から施行し、昭和49年5月1日から適用する。

附 則 (昭和55年3月18日54達第8号)

この規程は、昭和55年3月18日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年3月15日2規程第5号)

この規程は、平成3年3月15日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年12月13日6規程第15号)

この規程は、平成6年12月13日から施行し、平成6年9月1日から適用する。

附 則 (平成15年3月31日14規程第7号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日17規程第18号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月31日18規程第18号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月5日19規程第2号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。